

平成26年7月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(レ)第46号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・周南簡易裁判所平成25年(レ)第519号)

口頭弁論終結の日 平成26年6月11日

判 決

京都市 [redacted]

控 訴 人 ア イ フ ル 株 式 会 社

同代表者代表取締役 [redacted]

同訴訟代理人支配人 [redacted]

山口県 [redacted]

被 控 訴 人 [redacted]

同訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、登録を受けた貸金業者である株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）及び同社を吸収合併した控訴人との間で、継続的に2件の金銭消費貸借取引（以下、2件の取引を併せて「本件取引」という。）を繰り返した被控訴人が、支払った利息のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項による制限を超過する部分（以下

「制限超過部分」という。)を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、ライフ及び控訴人は、過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたから民法704条の悪意の受益者であり、過払金に法定利息を付して返還すべきであると主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件取引により生じた過払金合計68万7753円及びこれに対する過払金発生時から平成25年10月7日までの年5分の割合による同法704条前段所定の利息(以下「法定利息」という。)合計12万0658円の合計80万8411円並びに上記過払金に対する同月8日から支払済みまでの同割合による法定利息の支払を求める事案である。

- (2) 原審は、被控訴人の請求を全部認容したことから、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 請求原因

- (1) ライフ及び控訴人は、貸金業等を営む会社である。
- (2) 被控訴人は、ライフ及び控訴人との間で、以下のとおり、継続的に金銭の借入と弁済を繰り返した(本件取引)。

ア 被控訴人は、原判決別紙計算書1の「年月日」、「貸付金」及び「支払金」の各欄記載のとおり、ライフとの間で、平成15年7月25日から平成23年4月6日までの間、継続的に金銭の借入と弁済を繰り返した(ブレイカード取引。以下「取引1」という。)

イ 被控訴人は、原判決別紙計算書2の「年月日」、「貸付金」及び「支払金」の各欄記載のとおり、ライフとの間で、平成13年9月21日から平成23年6月10日までの間、継続的に金銭の借入と弁済を繰り返し、同年7月1日、吸収合併存続会社としてライフの権利義務を承継した控訴人に対し、同月28日から同年12月2日まで、継続的に金銭の弁済を繰り返した(ライフ・マスターカード取引。以下「取引2」という。)

- (3) 本件取引において被控訴人がライフ及び控訴人に支払った利息の利率は、

いずれも利息制限法所定の制限利率を超えるものであった。

- (4) ライフ及び控訴人は、いずれも貸金業者であるところ、利息制限法所定の制限利率を超える利率による利息の弁済を被控訴人から受領する際、当該部分を貸付金の残元本に充当してそれが完済になった後の過払金は借主に返還すべきであり、これを取得する法律上の原因がないことを認識していたから、いずれも悪意の受益者（民法704条前段）であり、過払金発生時から、年5分の法定利息を付して、その受けた利益を返還すべきである。
- (5) 本件取引における被控訴人のライフ及び控訴人に対する支払を利息制限法所定の制限利率により計算した利息に充当し、その余を元本に充当するなどの引き直し計算をし、過払金に法定利息を付する計算をすると、①取引1については、原判決別紙計算書1のとおり、平成25年10月7日の時点で過払金42万0535円及び法定利息7万0034円が生じており、②取引2については、原判決別紙計算書2のとおり、同日の時点で過払金26万7218円及び法定利息5万0624円が生じている。
- (6) よって、被控訴人は控訴人に対し、本件取引により発生した過払金合計68万7753円の返還及びこれに対する過払金発生時から平成25年10月7日までの民法所定の年5分の割合による法定利息合計12万0658円の支払並びに上記過払金に対する同月8日から支払済みまでの同割合による法定利息の支払を求める。

3 請求原因に対する認否等

- (1) 請求原因(1)、(2)は認めるが、その余は否認ないし争う。
- (2) ライフ及び控訴人は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）17条1項所定の事項を記載した書面及び同法18条1項所定の事項を記載した書面（以下「17条書面等」という。）を交付する十分な業務体制を常に整備し、その不備を理由に行政処分を受けたことは一度もないから、制限超過部分の受領に同法43条1項の適用があると認識

しており、かつ、そのように認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情がある。

- (3) 仮に、ライフ及び控訴人が、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」であるとしても、法定利息を付すべき始期は本件訴状送達の日翌日であり、そうでないとしても、本件取引の終了の日翌日である。

第3 判断

- 1 請求原因(1)、(2)は、当事者間に争いがなく、請求原因(3)は、本件証拠(甲1)及び弁論の全趣旨により認められる。

- 2 請求原因(4)(悪意の受益者)について

- (1) 前記1のとおり、登録を受けた貸金業者であるライフ及び同社を吸収合併した控訴人は、被控訴人との間で、利息制限法所定の制限利率を超過する約定利率による本件取引を行い、これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領していた。

ところで、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付を行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定される(最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照)。

これを本件についてみると、控訴人は、ライフ及び控訴人が制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき、貸金業法43条1項の適用があることについて具体的な主張立証をしないから、同項の適用があるとは認められず、上記特段の事情についても、本件取引に関する具体的な主張

立証をしない。控訴人は、ライフ及び控訴人が17条書面等を交付する十分な業務体制を常に整備していたことなどを主張するが、その主張に係る事情のみをもって、上記特段の事情があるということとはできない。

したがって、ライフ及び控訴人は、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」に当たるといふべきである。

- (2) そうすると、控訴人は、本件取引により過払金が生じた場合には、被控訴人に対し、その受領につき民法704条の「悪意の受益者」として、過払金発生時からの法定利息を付してこれを返還すべき義務を負うといふべきである。

また、控訴人は、法定利息の発生時期につき、本件訴状送達の日翌日又は本件取引の終了の日翌日を主張するが、法定利息は過払金発生時から発生すると解すべきであるから（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事231号477頁参照）、その主張は採用できない。

3 請求原因(5)について

証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、本件取引はいずれも、基本契約に基づく連続した貸付取引であること、同基本契約は、これにより過払金が発生する場合には、その後に発生する新たな借入金債務に充当される旨の合意を含むものであることが認められる。これに基づき、本件取引について利息制限法所定の制限利率により引き直し計算をすると、取引1につき原判決別紙計算書1のとおり、取引2につき原判決別紙計算書2のとおりとなる。

4 結論

以上によれば、被控訴人の請求は理由があるからこれを認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 桑 原 直 子

裁判官 宮 寄 秀 典

裁判官 林 崎 由 莉 子

これは正本である。

平成26年7月30日

山口地方裁判所

裁判所書記官 児島大成

